

△資 料▽

## 大洪水実記

小林 博

抑 明治廿九年度大洪水之始ハ七月十日頃ヨリ雨降リ出シ十五日迄ニ字足皆本ノ田暮シ水ニ相成リ其水引去  
 リ其レ故字西ヒエビ東ヒエビ岸廻シテ換ヘ出シ致習(マ)（翌、以下同じ）日又廿日頃ヨリ降リ出シ四五日間ニ四尺  
 五寸斗リ水増加シテ故ニ苗場ヲ字上正出ニ下シ苗ヲ致シ、追々一尺斗リ引去リテ其苗ヲ以テ字西浦烟及ビ御越  
 烟又ハ見田烟等ヘ植付致シ、其次ニ字足皆本薄堀シテ稗壠反植付致シ、早速八月廿九日暴風雨吹テ水八寸斗リ  
 増加シ来ル、九月六日ヨリ雨降出シ習日七日午前六時頃ヨリ烈シク雨降リ十二時頃ニ八寸増加シ、而シテ午後  
 六時頃ニ堀尺斗リ増加シ而シテ夕飯ヲ食シ休業ヲ致シ、而シテ寢前火燈ヲ以テ南ノ戸口ヲ明ケテ見レバ屋根之  
 雨落水ガ平等トナリ其レヨリ又家内一同ガ須（素）足ニテ外キ廻リヲ始末致居処夜十二時頃ニ家中ニ入り込ミ  
 其レ故少シモ不寝ニ夜ヲ明シ、明八日ノ朝其レヨリ西倉之諸道具皆二階エ持上ゲ隙無ク家中ノ床及ビ戸障子又  
 ハ鍋釜等ヲ家ノ二階エ持上ゲ 其レヨリ堅メ玄米十堀俵白米武俵都合拾三俵家中ヨリ舟ニ積ミ北出季兵衛ノ高  
 倉ノ外柱ニ共綱ヲ繋ギ其レヨリ十三俵預ケ置キ内エ帰リ 其レヨリ御仏讀（壇以下同じ）ヲ座敷口ヨリ舟ニ乗  
 セ寧口（延）ヲ掛ケテ雨ヲ凌ギ而シテ本堂エ送リ込ミテ内エ帰リ 其レヨリ舟板ヲ持出テ二重床ヲ掛ケ其ノ上  
 ニテ一泊致 習日九日早朝ヨリ牛ヲ引出テ水中ヲ渡リ彦左（エ）門ノ外柱ニ繋キ而シテ四人ガ舟ヲ二艘繫ギテ  
 牛ヲ乗セテ其レヨリ新堂村東森林藏方ヘ預ケ置キテハゴ堀笛コヌカ代二十錢トヲ置キテ帰リシガ 其レヨリ後  
 鶴鳥六羽ヲ男部屋ノ浮床上ニ浮シ置キ 而シテ東倉ノ麦六俵稗壠小麦武斗及ビ種々ノ諸道具皆高キ棚上ニ乗

セ置キ未ダ水益々増加シ習日十日早朝ヨリ又雨降出シ澁ク 其レヨリ木竹及ビ雜種皆家部屋ノヒダシエ掘上げ  
 又ハ屋敷烟ニ棚ヲ造リ其上ニ乗セ置クベシ 同十日ノ午前頃ニ水七寸斗リ増加シ午後五時頃一五寸斗リ増加シ  
 明十一日早朝北出季兵衛ヨリ高倉エ水望(込) ミ入ル故預リ米引取ニ御出被下トノ御意ニ召サレ早速米十三俵  
 舟ヲ以テ積ミニ参リシトキ虎俵北出様方ノ米ト相違ヒシ故十二俵ダケ積ミ帰リテ部屋ノ中庭エ押込ミ 而シテ  
 彦左エ門ノ御仏讀本堂エ送リ込ミニ付手伝ニ行キ 彦左エ門ノ座敷口ヨリ舟ニ積ミ押行テ本堂エ送リテ帰リン  
 ガ又隣家ノ仲井久兵衛ノ御仏讀モ本堂エ送リ込ミニ行キシガ久兵衛ハ屋根ノ雨切ト水トノ間無少シ御仏讀沈メ  
 出シテ舟ニ積ミ表門ガ出惡クカリン故皆ノ人足水中ニ入り込ミ舟ヨリ仏讀ヲ下シ四方ヨリ皆ガ肩ヲ入レ唐舟ヲ  
 門外へ出シ皆々門ヲ越エ仏讀ヲ差上げ舟ニ積ミ込ントス押行キテ本堂北ノ手スリヨリ上げ込ミテ帰リシガ同十  
 一日午后二時頃ニ昼食シ 其レヨリ米舟ヲ押出テ東倉ノ麦六俵積ミ込ミ都合十八俵ヲ欲賀村ノ寺田久左エ門方  
 ニ預ケントスルキ部屋外ノ軒桁ニシリタル堅糞半桶積ミシ故米舟ヲ部屋前ニ於テ打チ沈メ驚肅シテ隣家ノ仲井  
 久吉君ヲ頼ミテ漸ク舟ヲ浮シ水ヲ換ヘ出シ沈ミ在リシ米ヲ拾ヒ上げ而シテ仲井君ノ舟ヲ借リ十八俵ヲ二艘ニ取  
 分ケ産左エ門ノ舟ヲ借リテ久兵衛エ代リニ返シ置キテ一艘ヅツ二人リガ押行キテ小津学校前ヨリ野洲川ニ成タ  
 ル処ヲ押上ル事用意ナラズ二丁斗リ上リ行キテ途中ノ榎ノ木ニ共繩ヲ繫ギ虎艘ニ一人ガ乗リテ漸ク欲賀浦ニ到  
 着シ車屋久治宅ニ米ヲ皆掘り上げ欲賀親類二人リガ宅迄運ビ被下私共帰リシガ内ニ 家内ガ騒ギ居シガ未ダ追  
 追水増加スル故二重床沈ミタル処本堂ニ住居セシ中島庄七中島庄吉ト兩人ガ助ケントシテ夜戸棚ヲ舟ニ積ミ部  
 屋ノ二階エカキ上ゲ又ハ家ノ座敷ニ積ミ在リシ床ヲ部屋ノ二階エ上ゲ込ミ 而シテ其夜本堂ノ庄吉借席ニテ夕  
 食ヲ食シ直ニ帰リテ部屋ノ二階デ住居致居候処 習日十二日早朝ヨリ欲賀村ノ親類エ漬ケ米俵ヲ漂干シニ行シ  
 ガ寺田市右エ門方ニテ麦六俵米二俵寺田惣助方ニテ米三俵寺田久左エ門方ニテ米七俵其レ々皆御世話ニ相成リ  
 置キ候 其レヨリ内エ帰ル度ビ荷桶ヲ借リ飲水ヲ貰ヒ櫃ニ飯ヲ焼キ貰ヒテ帰リシガ未ダ水益々増加スル故世間

ヲ見習ヒ私方モ西倉二階之簾子壱本長持二本ヲ本堂エ預置候 其節飯焼之程ハ本堂及ビ彦左エ門方ヲ頬ミ居リ 候 其レヨリ午後六時頃ヨリ雲足早ク暴風吹来リテ其夜ハ少シモ不寢ニ夜ヲ明シ習日午前三時頃ニ津田江村光 隘寺本堂ニ住居セシ者八九人斗リ阿弥陀如來ニ縋リ付今ニモ命ヲ捨ントシテ居リシガ如來ハ前ヘ覆ヘリ其レニ 驚キ飛出テ舟六艘在リシヲ三艘捨テ流シ後ノ三艘ニ八九人乗リ込ミ光隣寺ヨリ芦浦最藏院迄上ラントスル道下 寺觀音迄ノ間浪之高サ八尺斗リ打チ來テ今ニモ舟ヲ覆サントスル處漸ク下寺ヘ取付キシ其時ノ声ヲ聞ケバ哀レ ナ事甚シ 明十三日午前五時頃ヨリ風止ミテ直チニ見廻レバ下寺村ノ南浦西浦北浦三方流家ニテ取巻キ木竹及 ビ諸道具山ノ如ク拵リ來リテ舟出ス事モ相成ラズ実ニ困難之次第ナリ 下寺村ニ於テハ流家津田惣吉又ハ北出 季兵衛ノ浜倉及ビ中嶋善兵衛ノ三戸トス半ツブレノ家市田清兵衛及ビ中嶋庄吉又ハ脇坂嘉左エ門ノ部屋トス 其時津田江村ノ流家川辺作兵衛北脇音吉高田佐吉奥村惣五郎北脇学助津田造酒太郎津田巳之助西田れ志村井弥 三郎ノ部屋村井嘉兵衛ノ倉及ビ片岡源太郎ノ部屋都合十壱戸形無クシテ流失 津田江村ノ天神社ハ北出季兵衛 ノ屋敷田ニ係リ在リ而シテ下寺觀世音如來ハ常教寺本堂ヘ移転セラレ觀音堂ノエン及ビ百燈部屋共ニ飛ビ流レ 大鼓部屋ヨリ大鼓飛ビ出テ東ノ彦左エ門ノ蔽ニ係リ有リ而シテ神輿部屋ノ神輿ノ大輪迄水込ミ上ゲ觀音堂床上 二尺斗ニシテ天満宮社地一尺斗ニテ常教寺本堂ニテハ落チエン迄込ミ上ゲン事實ニ大洪水ナリ 明十四日朝ヨ リ西倉ノ床上ニ沈ミタル豆ヲ拾ヒ其豆ト部屋ノ床八枚トヲ舟ニ積ミ芦浦村ノ宮川丈助方ノ表口迄舟ヲ押込ミ丈 助方ヘ預ケントスル處丈助方モ水込ミナル故同村西川先生（注、觀音寺住職）方ヘ此品預ケ置候 其時聞シニ 芦浦村大工頭河井為七ナル者昨日西京ヨリ帰リテ自分ガ少（小）キ箱舟ヲ造リ其レニ乗リテ十四日午前十時頃 ニ我子ノ処エ行カソ為メ伊岐志呂神社ヨリ穴村迄ノ間穴村壱丁前ニテ東風ニ出合ヒ音川迄デ流レテ箱舟ヨリ水 中ヘハマリ込ミ助ケテクレト二口三口ノ其声斗リデ右手ニ煙草入左手ニ手拭トヲ持チナガラ死去致セシ事ヲ聞 キ帰リシガ内ノ者驚肅致居候 習日十五日早朝ヨリ崩レ桶ヲ以テゴミ取リジヨリンニテ寺ノ壁土ヲ舟ヘ少シ貰

大洪水実記

ヒ上ゲ舟中ニテ藁ヲ切りテ土ヲコネ龜ヲ三升鍋ト土瓶トニツ作リテ其レヲ部屋ノ押入ヘ二重床ヲカキ其処ニ置クベシ 而シテ後未ダ幽（油）断ナラスト思ヒシヨリ又西倉ヨリ長持二本両掛け壺箇トヲ舟ニ積ミテ芦浦村ノ片岡伊八方ノ倉口迄押行キテ預ケ置キ帰リシガ翌日十六日朝ヨリ隣家久兵衛前ノ烟ニ沈ミ在リシ芽ヲ御越スニ付水中ヘ入りテ引取り而シテ毎日食フベシ 当年ノ大洪水高長（頂）上ハ十三日ナリ其レヨリ日ニ一寸斗リヅツ引去タリ 水ノ長上ニハ家宅デ床上三尺五寸西倉ノ床上三尺八寸東倉ノ床上二尺八寸ナリトス前之部屋床上三尺七寸ナリトス 翌日十七日早朝ヨリ欲賀村寺田久左エ門ノ烟ヘ撫（マ）ト大根ト少シ蒔キニ父ガ行レルヲ送リ上ゲ其帰リニ森川原村ノ升右エ門之藪土ヲ一艘貰テ帰リシガ翌日十八日朝ヨリ父ト彦左エ門ノ長男彦三郎トハ新堂村ヘ行キ東森林藏宅ニ預ケ置キシ牛ヲ大林村市川甚助方ヘ預ケル事トナリ其レヨリ後森川原村ノ土ヲ三艘斗リ積ンデ帰リシナリ 而シテ習日十九日ヨリ戸障子及ビ諸道具家倉中ニ浮シ在ル者ヲ洗ヒ而シテ棚エ洗ヒ上ゲ又ハ二三日間家及ビ健（建）物ノ柱及ビ腰張リ等ヲ洗フニ係リ而シテ後彼岸之中日トナリテ母ト嫁ト参リシ者ヲ芦浦南門迄デ送リ上ゲ習日二十四日穴村音川ノ上迄デ向ヒニ行キ帰リテ見レバ水二尺斗リ引去タリ 当年ハ大洪水故村ノ男女皆京都ヘ行キシガ村ノ若中モ十九人在レドモ水故ニ纏カ五人斗リ村ニ住居致セシガ残ラズ他行ニ相成リ候 当分拙宅ノ家業ハ山田川ヘ砂積ミニ行キシナリ皆々ハ内ニ働キ居レルナリ而シテ水引去リテ漸ク部屋二階ヨリ家ヘ帰リシハ十月七日ナリ 其夜ヨリ家ニテ夕飯ヲ食シ凡ソ部屋二階ニ住居致セシハ二十七日間ナリ 其レヨリ去日九月廿八日大林村市川甚助方ノ作畠老畠余リノ畠ニシテ三宅浦ニ之有由其処迄植葉蒔キヲ致置候 其レヨリ後大林村市川甚助方ニ預ケ置キシ牛ヲ芦浦村宮川丈助方ヘ預ケ帰リシガ習々十月差堪ヘ兼而シテ後時々ニ芦浦村宮川丈助ヘ入湯ニ罷出ル事モ在り 或人ガ曰ク昔シ明治老年辰年ハ昔ヨリ無イ大洪水ト云ヒシガ其時家中ノ床上壠尺八寸斗リナリシガ来ル明治廿九年ノ申年ハ極メテ悪年ト思ヒシガ家中ノ床

大洪水実記



洪水関係図

注 …アミは明治29年浸水湖岸線を示す →牛の移動 …米・麦の移動

# 大洪実記

上三尺八寸斗リナル故家中ニ居ラレズ前ノ部屋二階デ住居致セシ事ニ相成リ候 其レヨリ後家中ノ床下ニ土ヲ入レ床ヲ直シテ寒サヲ凌ギ而シテ芦浦村官川丈助方ニ預ケ置シ牛ヲ十月十一日ニ連レテ帰リシナリ 其レヨリ後上カミノ親類ヘ水ノ礼トシテ四五日ヅツ秋ノ取込ミヲ手伝ニ行シ其後北出季兵衛方大洪水デ身ニ漬ラシ水ノ中半ニ四男竜太郎ナル者年六歳ニシテ内ヨリ病氣付ナガラ芦浦村片岡伊八方ノ离座敷ヲ借りシ其処ニテ死去致サレ候故種々心配ヲ致シ其熱発シテ季兵衛方十月三十日ヨリ俄ニ病氣ニ取付キ種々介抱致サレ候エ共全快モセズ大津病院迄出養生ニ相成リングガ遂ニハ病院デ死去致サレ候故其レヨリ親類ガ立会テ子ノ葬礼明日ハ親ノ葬礼スルニ付本堂ヨリ仏讖ヲ昇キ帰リテ葬式ヲ致サレ候 其レヨリ後私方ノ御仏讖モ本堂ヨリ昇キ帰リシナリ 其レヨリ私方ノ飯米ハ食フ丈欲賀村寺田久左エ門ニ預ケ置キシ米ヲ貰テ帰リテハ食スルナリ当年大洪水ノ困難ハ実ニ甚ダシキナリ

## 解説

所蔵者 草津市下寺町 中島 展子  
筆者 中嶋太市郎

右の資料は、草津市下寺町 中島展子の所蔵になり、草津市史編さんのための資料採訪に際して、その所在が明らかにされたものである。目下筆者が世話人となって「歴史時代における琵琶湖の水位変動」について調査研究をすすめているが、これに関連する資料として紹介することにしたい。

原文は美濃版、和綴、七枚のもので、琵琶湖岸の農村下寺村に住んでいた中嶋太市郎が、琵琶湖最大の洪水といわれる明治二九年の洪水について書きとどめた記録である。この資料は庶民（農民）が経験した事柄を綴つたもので、水害に対する住民の対応を知る上で貴重なものであると思われる。以下この点についてふれるが、

## 大洪水実記

そのまえに明治二九年の大洪水がどのようであったかをみておく。

明治二九年の洪水は「明治廿九年七月十日頃ヨリ出水、同月下旬六尺ヲ越へ八月下旬四尺八寸ニ下リ更ニ増水シテ九月十三日ノ一丈二尺三寸ヲ最高トシ十一月中旬漸ク退水ス、浸水日数百十三日間、大浸水二十八日間、中浸水七十日間、小浸水十五日間」（注、大浸水八尺以上、中浸水五尺以上八尺迄、小浸水四尺以上五尺迄）（吉田虎之助、琵琶湖治水沿革誌）とあるように、水位の高さにおいて、かつまた浸水日数の長さにおいて記録破りの大洪水であった。このときは単に琵琶湖だけに止らず下流淀川沿岸も大きな被害を受け、これが後年の淀川改修工事の発端となつた。

滋賀県では琵琶湖の大増水によって湖辺の一万七四三町歩が浸水し、家屋一万五〇〇〇戸余が被害を受けた。増水の状況は、沿革誌の記述によれば七月十日頃から増水し七月下旬に六尺を越え、八月下旬にいつたん四尺八寸に下つて九月に増水して九月十三日に最高となつたと簡略化しているが、本洪水記によればそれがさらに詳しく述べられている。すなわち、七月十日頃からの増水は同じであるが、その後七月中旬にやや水がひき、ついで七月廿日から再び降雨となつて四～五日の間に四尺五寸も増水した。しかし、八月に入つて一尺ばかり水がひき、植付を行なつたものの、八月廿九日暴風雨で八寸増水した。これが三度目である。この八月までで年初からの雨量は一六三七ミリメートルに達し、平常の年の一年分の雨が降つている。ところが九月七日台風が襲来して豪雨をもたらし、これが決定的な災害を導いた。この時の雨量は二四時間に六八四ミリメートルというものすごいもので、沿湖の諸河川が氾濫して、すでに六尺近くなつていた琵琶湖の水位を倍以上に高めた（滋賀県災害誌昭四二）。つまり、四回の水位上昇があつて最後のものがいちばん激甚であったことが知られるのである。

本洪水記にある下寺村は琵琶湖に近接して立地し、隣村の下物村や津田江村とともに江戸時代以来、しばし

ば水害にならざってきた。明治一三年の滋賀県物産誌によれば、戸数五〇、人口二三四人、面積五〇町九反余で、牛一八頭、馬五頭の役畜を有し、舟は田舟を含めて五七隻を有していた。全戸農家であるが、漁業を兼ねるものも少なからずいた。これがほとんど被災したわけで、前掲治水沿革誌によれば、家四八戸、田三九町、畑二町七畝、宅地三町が浸水している。最高水位時の湖岸線は図のように東方一・二キロメートルにひろがり、下寺は湖中にあつたことになる。そのため、住民は非浸水地域の村々に住む親類を頼って洪水に対処したのである。

×

×

×

さて農民の対応であるが、まず七月段階の水位変動では四・五尺程度の上昇(これを小浸水と呼んでいる)、低下であったので、この段階では農作業そのものの対処を行なっている。すなわち、苗場を設けて改めて西浦畑、御越畑、見田畑などやや高い畑地に田植を行ない、最初に日暮水となつた(浸水した)字足皆本では稻ではなくより凶作に強いひえを一反ばかり植付けている。このように小浸水程度であれば、①畦を高くして浸水を防ぐ、②それでも浸水して苗がだめになれば改めて植かえる、③稻作が危ぶまれるとひえを植えるなどの手段を講じている。畦畔の嵩置きは四年前の明治二五年の洪水時に効果を發揮し、かなり広く行なわれたようであるが、水位がさらに高くなれば効果は無となるものであつた。

つぎに水位がさらに上昇した九月八日には諸道具、戸障子、鍋釜など生活用具の浸水を避けて倉や家の二階にあげ、第三番に食糧の安全をはかつて米一三俵を舟に積み、隣家の北出季兵衛方の高倉の外柱につなぎ、第四番目には仏壇を向いにあつたお寺(常教寺)の本堂に送つて安全をはかつている。第五番目には農耕に不可欠の牛を舟にのせて浸水区域外の新堂村へ預けた。役牛の処置は農民にとつてはきわめて大切で洪水毎に重大な関心を払つた。同じこの大洪水のとき、南方の新浜村でも牛を舟に積んで六キロメートル余も離れた瀬田川

右岸の平津（現大津市）へ送っている（新浜村中西長治聞き書）。つまり生産手段の確保である。

第六には同じ動物でもやや重要性の劣る鶏は浮き床の上に置き、麦、ひえ、諸道具などは東倉の棚にあげたり、畠に急造の棚を設けてその上に乗せている。ついで水位がさらに上昇した十一日には、第七番目にさきに北出季兵衛に預けた米が危くなつて再び安全をはかるが、その前に隣家の彦左エ門、久兵衛の仏壇を本堂に送る手助けをし、午後から米麦一八俵を欲賀（現守山市で非浸水地域、親類がいる）へ水中を運んでいる。このときは隣家の協力を得た。第八番目にこの日はさらに水位が上つたので部屋の二階へ床を運びあげてここに住むことにしたが、それにはすでに本堂に避難していた中島庄吉、庄七両人の援助を得ている。

十二日にはさらに水位が上つたので、西倉二階に置いた簾笥、長持を寺の本堂に預けている（第九番目）。十二日夜は暴風雨となり、十三日朝には治まつたが水位は最高となつた。以後は一日三センチメートルの割合で低下するが、なお心配であったのか十四日西倉の床上に沈んだ豆を拾い、その豆と部屋の床八枚を舟に積んで芦浦村に預けに行き（第十番目）、さらに十五日には西倉から長持と両掛けを芦浦村へ預けている（第十一番目）。

以上が洪水に対する避難的な対応であるが、水位が低下するにつれて建設的な行動をとるに至る。その第一は十五日に寺の壁土をもらってかまどをこね炊事用にあて、ついで翌十六日からは水中に沈んだ畠の芽をおこして食べ、十七日には欲賀村の畠を借りて蕪と大根を蒔き、復興のための土を森川原から舟三杯分も運び、諸道具、建物の洗流しを行ない、二八日には大林村市川氏の畠で菜を植え、十月十一日一カ月余ぶりによくやく牛を連れて帰つている。

水害時、世話になつた欲賀や新堂の親類にはお礼として秋の稻刈りの手伝いに四・五日ずつ出かけ、これで謝意を表した。村では水田の収穫皆無のため、多くが京都へ出稼ぎに行つたという。また、北出季兵衛家では

親子二人が病氣にかかつて死去している。

右のような洪水に対する対応をみると少なくとも三つの点が注意される。第一は避難から復興に至る一連の行動が、個人ないし隣家との協力といった限られた範囲で、他村居住の親類とのつながりのなかで行なわれていることであり、従つて第二に村落共同体としての組織的な対応がみられないことである。常盤村では上寺と芦浦に窮民のための收容所を設けて食事を給し、浸水家屋中に残った者には握り飯を配つた（近江栗太郡志卷三）というから公的な配慮がなされたとは思うが、それが下寺の個人のレベルには徹底していないとみられる。第三に食糧、役牛の避難とともに仏壇を寺の本堂に送つて水難を防ぐことがきわめて自然でかつ重要な事柄であったということである。